閲覧状況(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

大山田支所

個人又は法人(住民基本台帳法第11条の2第12項に基く公表分)による閲覧

該当なし	係る住民の範囲				

国又は地方公共団体(住民基本台帳法第11条第3項に基く公表分)による閲覧

	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
該当なし		
	該当なし	該当なし

【問い合わせ】 大山田支所

電話:0595-47-1151 FAX:0595-46-0135